

中華人民共和国新疆ウイグル自治区での人権侵害に関して、被収容者の釈放や人権侵害を終わらせるための有効な手段をとるよう国連諸機関へ働きかけを求める意見書提出に関する請願書

紹介議員

大久保 清美



令和4年2月21日

ひたちなか市議会議長 大谷 隆 様

請願者 公益社団法人アムネスティ・インターナショナル日本

水戸グループ

代表 望月 明

住所 茨城県水戸市赤塚 1 丁目 1 9 6 9 の 9

電話

中華人民共和国新疆ウイグル自治区での人権侵害に関して、被収容者の釈放や人権侵害を終わらせるための有効な手段をとるよう国連諸機関へ働きかけを求める意見書提出に関する請願

【請願趣旨】

新疆ウイグル自治区で、大規模な恣意的勾留、人権弾圧が中国当局によって行われていることを国際社会は深く憂慮している。

中国の新疆ウイグル自治区のウイグル人やカザフスタン人など、大多数がイスラム教徒である民族の人たちは、国家による大量投獄、拷問、迫害を受け、強制労働を強いられている。これは人道に対する罪に相当する。中国は、2017年以來、同自治区のイスラム教徒の宗教、文化、言語を消滅させるために手段を選ばない対応を取ってきたが、今回国際アムネスティが行った多数の元被拘禁者への聞き取りで、当局の常軌を逸した手口があらためて浮き彫りになった。中国は、新疆ウイグル自治区全域に世界でも最も精巧とされる監視体制を敷き、実態は強制収容所である巨大な「再教育」施設群を作り上げている。施設内では、組織的に虐待や暴力行為が行われ、被収容者はあらゆる面で厳格に管理され、宗教色を排除した単一の中国人国家の考え方や共産党の理念を徹底的に植え付けられている。

ウイグル人やカザフスタン人などのイスラム系住民は、人道に対する罪にあたる行為や重大な人権侵害にさらされ、宗教的・文化的同一性を失う危機的な状況に置かれている。中国政府による、イスラム教を信仰する民族を標的とした弾圧は、中国国内にとどまらず、世界各地に及んでいる。海外で暮らすウイグル人やカザフスタン人は、各国の中国大使館などから個人情報提供を求められ、脅迫を受けたりしている。彼らは海外にいても身の危険を感じ、中国に帰国させられる不安を常に抱えている。中国は、直ちに強制収容所を解体し、強制収容所・刑務所で拘禁されている人々を解放し、自治区のイスラム教徒への弾圧をやめるべきだ。

国際社会は共に声を上げ、行動し、イスラム教徒に対する卑劣極まりない中国の政策を全面的に停止させなければならない。国際法上の罪が疑われる当局者の責任を問うことを視野に入れ、国連は、独立した専門家による調査の実施を決定し、早急に特別報告者を派遣しなければならない。

以上を踏まえ、下記事項の実現について、地方自治法第99条の規定に基づき、国会及び関係行政庁へ意見書を提出して頂きますよう請願致します。

【請願事項】

1. 国会及び政府は、強制収容所・刑務所に不当に拘束されているすべての人を 直ちに釈放するよう中国政府に求めること。
2. 国会及び政府は、この人権侵害を終わらせるために有効な手段をとるよう国連諸機関にはたらきかけること。

中華人民共和国新疆ウイグル自治区での人権侵害に関して、被収容者の釈放や人権侵害を終わらせるための有効な手段をとるよう国連諸機関へ働きかけを求める意見書（案）

新疆ウイグル自治区で、大規模な恣意的勾留、人権弾圧が中国当局によって行われていることを国際社会は深く憂慮している。

中国の新疆ウイグル自治区のウイグル人やカザフスタン人など、大多数がイスラム教徒である民族の人たちは、国家による大量投獄、拷問、迫害を受け、強制労働を強いられている。これは人道に対する罪に相当する。

中国は、2017年以來、同自治区のイスラム教徒の宗教、文化、言語を消滅させるために手段を選ばない対応を取ってきたが、今回国際アムネスティが行った多数の元被拘禁者への聞き取りで、当局の常軌を逸した手口があらためて浮き彫りになった。

中国は、新疆ウイグル自治区全域に世界でも最も精巧とされる監視体制を敷き、実態は強制収容所である巨大な「再教育」施設群を作り上げている。施設内では、組織的に虐待や暴力行為が行われ、被収容者はあらゆる面で厳格に管理され、宗教色を排除した単一の中国人国家の考え方と共産党の理念を徹底的に植え付けられている。

ウイグル人やカザフスタン人などのイスラム系住民は、人道に対する罪にあたる行為や重大な人権侵害にさらされ、宗教的・文化的同一性を失う危機的な状況に置かれている。

中国政府による、イスラム教を信仰する民族を標的とした弾圧は、中国国内にとどまらず、世界各地に及んでいる。海外で暮らすウイグル人やカザフスタン人は、各国の中国大使館などから個人情報提供を求められ、脅迫を受けたりしている。彼らは海外にいても身の危険を感じ、中国に帰国させられる不安を常に抱えている。

中国は、直ちに強制収容所を解体し、強制収容所・刑務所で拘禁されている人々を解放し、自治区のイスラム教徒への弾圧をやめるべきだ。

国際社会は共に声を上げ、行動し、イスラム教徒に対する卑劣極まりない中国の政策を全面的に停止させなければならない。国際法上の罪が疑われる当局者の責任を問うことを視野に入れ、国連は、独立した専門家による調査の実施を決定し、早急に特別報告者を派遣しなければならない。

よって、国会及び政府においては、下記事項を実現されるよう要請する。

記

1. 国会及び政府は、強制収容所・刑務所に不当に拘束されているすべての人を直ちに釈放するよう中国政府に求めること。
2. 国会及び政府は、この人権侵害を終わらせるために有効な手段をとるよう国連諸機関にはたらきかけること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 月 日
ひたちなか市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
内閣官房長官

令和4年3月28日

ひたちなか市議会

議長 大谷 隆 殿

総務生活委員会

委員長 鈴木 道 生

閉会中の継続調査申出書（案）

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

1 件 名

- (1) 企画行政について
- (2) 行財政改革について
- (3) 税務行政について
- (4) 市民生活行政について